

**「円滑な地域包括支援センターの運営について」**

(平成20年2月27日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(抜粋))



## 2. 地域包括支援センターの円滑な運営について

### (1) 地域包括支援センターの円滑な運営のための体制整備等について

○ 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の設置については、介護保険法の一部改正に伴う経過措置として改正から2年間の猶予期間が設けられているが、平成20年4月1日から全市町村において設置され、本格的な運営が開始されるところである。

○ センターの円滑な運営のための体制整備については、これまでも体制整備計画のフォローアップ、地域支援事業の運用改善、介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化等の実施により一定の効果が得られてきているものとするが、昨年9月に開催された「第3回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会」のグループディスカッションにおいて、未だ介護予防支援業務の負担が大きいことや、包括的支援事業が十分に果たせていないという意見もあったことから、引き続き、センターの円滑かつ安定的な運営を確保する観点から更なる取組が必要と考える。については、管内市町村が、これまでに示した各種弾力化措置や先般通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」を参考にセンターの安定的な運営の確保と体制整備に努められるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、センターに配置される職員のうち、主任介護支援専門員に準ずる者として認められている「ケアマネジメントリーダー研修の未修了者」の取扱については、平成19年度末までの特例措置であるので、この点についても十分ご留意のうえ、体制整備に努められたい。

○ また、本年1月末現在、センターが設置されていない市町村は25箇所となっており、センターの本格的な運営開始が目前に迫っていることから、センターが設置されていない市町村を所管する都道府県におかれては、引き続き、当該市町村と緊密な連携を図り、

センター設置に向けての重点的な支援をお願いしたい。

- センターの運営財源の一つである地域支援事業費については、介護保険法施行令第37条の13第1項により平成20年度においては、各市町村の給付見込額の3%以内(平成18年度は2%以内、平成19年度は2.3%以内)とされ、また、包括的支援事業及び任意事業の上限は2%以内(平成18・19年度は1.5%以内)となることから、各都道府県におかれては、管下市町村に対して、必要な財源の確保を図るとともに、センターの人材の確保等に努め、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備が図られるよう指導願いたい。
  
- センターの業務全般を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに、関係機関等との密接な連携が必要である。先般通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について(平成20年2月8日付事務連絡)」も参考に関係機関等との密接な連携が図られるようご配慮願いたい。なお、今般発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令並びにこれまでに発出した通知、Q&Aの考え方を踏襲したものであるので申し添える。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について(平成20年2月8日付事務連絡)」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

- 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口(ブランチ)や支所(サブセンター)として活用させること。
- 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部で

ある実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

\*十分な実績のある在宅介護支援センター等これまで地域で培ってきた24時間又は土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

## (2) 責任主体としての市町村の役割の徹底等について

- 市町村は、センターの責任主体として位置づけられており、その運営について全般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、各市町村に対して、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要があることについて、改めて周知、徹底願いたい。
- 特に、都道府県においては、市町村等を広域的に支援する役割を担うものであることから、管内市町村におけるセンターの実態把握、定期的な意見交換や情報共有の機会を積極的に設けることなどにより管内市町村におけるネットワークの構築にご尽力いただきたい。なお、意見交換や情報共有の中で得られた情報で業務の参考になる取組事例(成功事例、優良事例)については、適宜、厚生労働省へ情報提供願いたい。

## (3) 地域包括支援センター運営協議会の積極的な関与について

- センター運営協議会は、センターの適切な運営の確保並びに公正・中立性の確保等を図る観点から設置されているところであり、その役割は非常に重要かつ広範にわたっており、今後ともセンターの設置、運営に関して積極的な関与が期待されるところである。とりわけ、センターの機能が十分に発揮されるための体制整備については、センターと

センター運営協議会とが緊密な連携を図ることが重要である。しかしながら、昨年4月末の調査結果によると、18年度開催のセンター運営協議会における審議議題の中心は、「センターの設置等に関する事項の承認」と「事業計画書及び収支予算書等の確認」とで4割強を占めている状況にある。

【地域包括支援センターの運営状況について（平成19年4月末時点）より抜粋】

○ 平成18年度開催の運営協議会における議事内容

平成18年度開催の運営協議会において審議議題としてとりあげられた事項については、以下のとおり。

議 題	回答数
事業計画書及び収支予算書等の確認	1,022
センターの設置等に関する事項の承認	881
センターの運営に関する評価	690
介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等	534
センターの運営に関する基準の作成	390
センターの職員の確保に係る関係団体等との調整	317
その他	574

※ 上位3つの議事内容について、複数回答した結果を集計。

○ そのため、今後のセンター運営協議会の開催に当たっては、センター運営協議会に期待される機能が十分発揮されるよう、柔軟かつ機動的な取組により、センターの円滑かつ適正な運営を図るための積極的な支援等をお願いしたい。

○ なお、運営協議会の所掌事務の一つとして行うこととされているセンターの事業内容に関する評価については、地域の実情に照らして適切であるか等について十分確認を行うとともに、センターから毎年度報告される事業報告書等については、積極的に住民等に公表するなど、引き続き透明性の確保が図られるよう、管下市町村に対して周知願いたい。

#### (4) 地域包括支援センター職員研修等の積極的な実施について

- センターが地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくためには、センターの体制整備を推進するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ることが重要である。
  
- センターの職員や介護予防支援従事者等に対する研修の実施については、これまでも都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」）において、「介護サービス適正実施指導事業」における「地域包括支援センター職員等研修事業」により実施いただいているところであるが、平成20年度予算（案）においてもセンター職員等に対する研修実施に必要な予算額を確保しているところであるので、積極的に活用いただき、研修機会の確保を図ることにより職員の資質向上に努めていただきたい。

